

天龍村生ごみ処理機補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化対策の一環として、村内の家庭から排出される生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理機を購入する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金交付規則(平成9年天龍村規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱に規定する生ごみ処理機(以下「処理機」という。)とは、容器状のもので、生ごみ処理において水分が地中等浸透することなく、悪臭、害虫等の発生を抑制する構造のもので、次の要件を備えたものとする。

- (1) 環境衛生上の配慮がされ、耐久性のよいものであること。
- (2) 排出者自らが堆肥化処理できる方式とする。

(補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 現に天龍村に住所を有する者。
- (2) 補助対象とする処理機は、1世帯1基とし、その購入金額が3万円(消費税を除く。)以上の機種とする。
- (3) 周辺住民等から処理機使用に起因した苦情が出た場合には、速やかに使用を中止するとともに設置位置を変更するなど適切な処置を講ずること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1基当たり購入価格(消費税除く。)の2分の1以下(千円未満切捨)とし、最高限度額を2万円とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金交付申請、実績報告及び交付請求は、天龍村一般家庭生ごみ処理機補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書(様式第1号)に領収書を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第6条 村長は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定をしたときは、申請者に天龍村生ごみ処理機補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 村長は、次の各号に該当すると認めたときは、補助金の決定(確定)を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。